

平成 30 年度資産処分業務の実施状況の報告

平成 30 年度首における独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「鉄道・運輸機構」という。）国鉄清算事業の処分対象資産は、土地約 9.7ha、JR 株式 63 万株となっていました。（別紙 - 1、別紙 - 2 参照）

平成 30 年度は、土地の処分について、梅田駅（北）約 9.7ha を処分することができ、これをもって旧国鉄等から承継した全ての土地の処分を終了いたしました。

平成 31 年 3 月末時点における実施状況は、以下のとおりです。

1. 土地の処分

○ 梅田駅（北）

梅田駅（北）地区の 2 期開発区域に保有する鉄道・運輸機構土地約 14ha の土地処分については、第 15 回資産処分審議会（平成 27 年 6 月 30 日開催）において当該土地の処分方策に係る諮問・答申を頂き、平成 27 年 10 月に UR 都市機構と土地売買契約を締結しました。そのうち、民間開発対象以外の土地（防災公園区域）約 4.3ha については、平成 28 年 2 月に土地の引渡しを完了しました。

残る民間開発対象地約 9.7ha については、土地区画整理事業に係る関係機関との協議・調整を進めた結果、平成 28 年 6 月に土地区画整理事業による仮換地指定が行われ、また平成 29 年 1 月には地区計画及び用途地域変更等の都市計画決定が行われるなど、民間開発事業者募集に向けた条件整理が整ったことから平成 29 年 12 月に UR 都市機構が民間開発事業者募集を開始し、平成 30 年 7 月に開発事業者が決定されました。

それを受けて、当機構としては、資産処分審議会の答申に基づき、UR 都市機構への譲渡価格を確定し、平成 30 年 9 月末に土地の引き渡しを完了し、土地処分を終了しました。

2. 土地の貸付

処分までに期間のある土地については、暫定利活用として、資材置場等で土地の貸付を実施した結果、約 2.4 百万円の収入をあげました。

3. 土壌汚染対策等

土壌汚染対策等については、土地購入者から土壌汚染処理等の申入れがあった土地について、関係法令等に従って適切に協議・調整を行い処理しました。

4. 株式の処分

J R 北海道・四国・貨物の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、株主総会等を通じ各社の今後の経営状況の推移を見極めるとともに、今後における課題抽出を行う等適切な処分方法の検討を行いました。

平成30年度首の保有土地

分 類	面 積 (ha)	物 件
(ア) 梅田駅(北)・吹田信号場プロジェクトに係る土地	約 9.7	梅田駅①～⑤ 梅田駅(北) 大仁町宿舎①・②
計	約 9.7	

平成 30 年度首の保有株式

発行会社	株数 (万株)	記事
JR 北海道	18	
JR 四 国	7	
JR 貨 物	38	
合 計	63	